

議案第 33 号

障がい者に係る手当及び助成の保護者に関する規定の整備に関する  
条例の制定について

障がい者に係る手当及び助成の保護者に関する規定の整備に関する条例を次のように定める。

令和5年3月23日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

障がい者に係る手当及び助成の保護者に関する規定の整備に関する  
条例

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部改正)

第1条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例(昭和47年野田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「は、重度心身障がい者」の次に「又はその保護者」を加える。

第4条第1項中「配偶者、親権を行う者、後見人その他の者であつて」を削り、「監護するもの」を「保護する者」に改める。

(野田市障がい者福祉手当支給条例の一部改正)

第2条 野田市障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「を介護若しくは監護している者」を「の保護者」に改める。

第2条第6号中「と生計を一にし、かつ、介護又は監護を」を「を現に保護」に改める。

第3条中「自ら生計を維持している」を削る。

第9条及び第10条第1号中「介護又は監護」を「保護」に改める。

(野田市精神障がい者医療費助成金支給条例の一部改正)

第3条 野田市精神障がい者医療費助成金支給条例(平成6年野田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2号中「同一世帯に属する精神障がい者の扶養義務者」を「精神障がい者を現に保護する者」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

障がい者に係る手当及び助成の保護者に関する規定を整備するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用する同法の条の項番号を改めようとするものである。

参考資料

障がい者に係る手当及び助成の保護者に関する規定の整備に関する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例(昭和47年野田市条例第6号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度心身障がい者又はその保護者</u>に対し、<u>重度心身障がい者医療費助成金</u>(以下「助成金」という。)を支給することにより、<u>重度心身障がい者の健康の保持と生活の安定</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 受給資格者の疾病又は負傷について、社会保険各法に基づく医療に関する給付を受けた場合において、当該受給資格者又はその保護者(<u>重度心身障がい者を現に保護する者</u>をいう。以下同じ。)に対して助成金を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度心身障がい者</u>に対し、<u>重度心身障がい者医療費助成金</u>(以下「助成金」という。)を支給することにより、<u>重度心身障がい者の健康の保持と生活の安定</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 受給資格者の疾病又は負傷について、社会保険各法に基づく医療に関する給付を受けた場合において、当該受給資格者又はその保護者(<u>配偶者、親権を行う者、後見人その他の者であつて重度心身障がい者を現に監護するもの</u>をいう。以下同じ。)に対して助成金を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

○ 野田市障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度知的障がい者、ねたきり身体障がい者、知的障がい者、身体障がい者及び精神障がい者</u>(以下「障がい者」という。)の<u>保護者又は障がい者</u>である本人に対し、<u>障がい者福祉手当</u>(以下「手当」という。)を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保護者 <u>障がい者を現に保護する者</u></p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 手当の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている<u>保護者又は障がい者</u>とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度知的障がい者、ねたきり身体障がい者、知的障がい者、身体障がい者及び精神障がい者</u>(以下「障がい者」という。)を<u>介護若しくは監護している者又は障がい者</u>である本人に対し、<u>障がい者福祉手当</u>(以下「手当」という。)を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保護者 <u>障がい者と生計を一にし、かつ、介護又は監護をする者</u></p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 手当の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている<u>保護者又は自ら生計を維持している障がい者</u>とする。</p>

<p>(保護者の義務)</p> <p>第9条 前条の規定により支給を受けた保護者は、第1条の目的に従い、障がい者の<u>保護</u>に努めなければならない。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第10条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 保護者が障がい者の<u>保護</u>を怠っていると認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(保護者の義務)</p> <p>第9条 前条の規定により支給を受けた保護者は、第1条の目的に従い、障がい者の<u>介護又は監護</u>に努めなければならない。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第10条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 保護者が障がい者の<u>介護又は監護</u>を怠っていると認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p>
--	--

○ 野田市精神障がい者医療費助成金支給条例（平成6年野田市条例第13号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項に規定する者をいう。</p> <p>(2) 保護者 <u>精神障がい者を現に保護する者</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する者をいう。</p> <p>(2) 保護者 <u>同一世帯に属する精神障がい者の扶養義務者</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>